

申請受付要項

東京都中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業

特別高圧電力や工業用LPガスを使用する
中小企業者等の負担軽減に向けた緊急対策として、
支援金を交付します。

第4回

対象期間 令和7年4月～令和7年9月

※第1回（対象期間：令和5年4月～令和5年9月）、第2回（対象期間：令和5年10月～令和6年3月）、
第3回（対象期間：令和6年10月～令和7年3月）で本支援金を受給している場合も、申請可能です。

申請
受付期間

令和7年7月7日（月）～11月30日（日）

専用ポータルサイト：<https://tokkolpg-shienkin4th.tokyo>

- ✓ オンライン申請の場合は、このポータルサイトから申請してください。
- ✓ インターネット環境のない方は郵送による申請もできます。

専用
ポータルサイト



目次

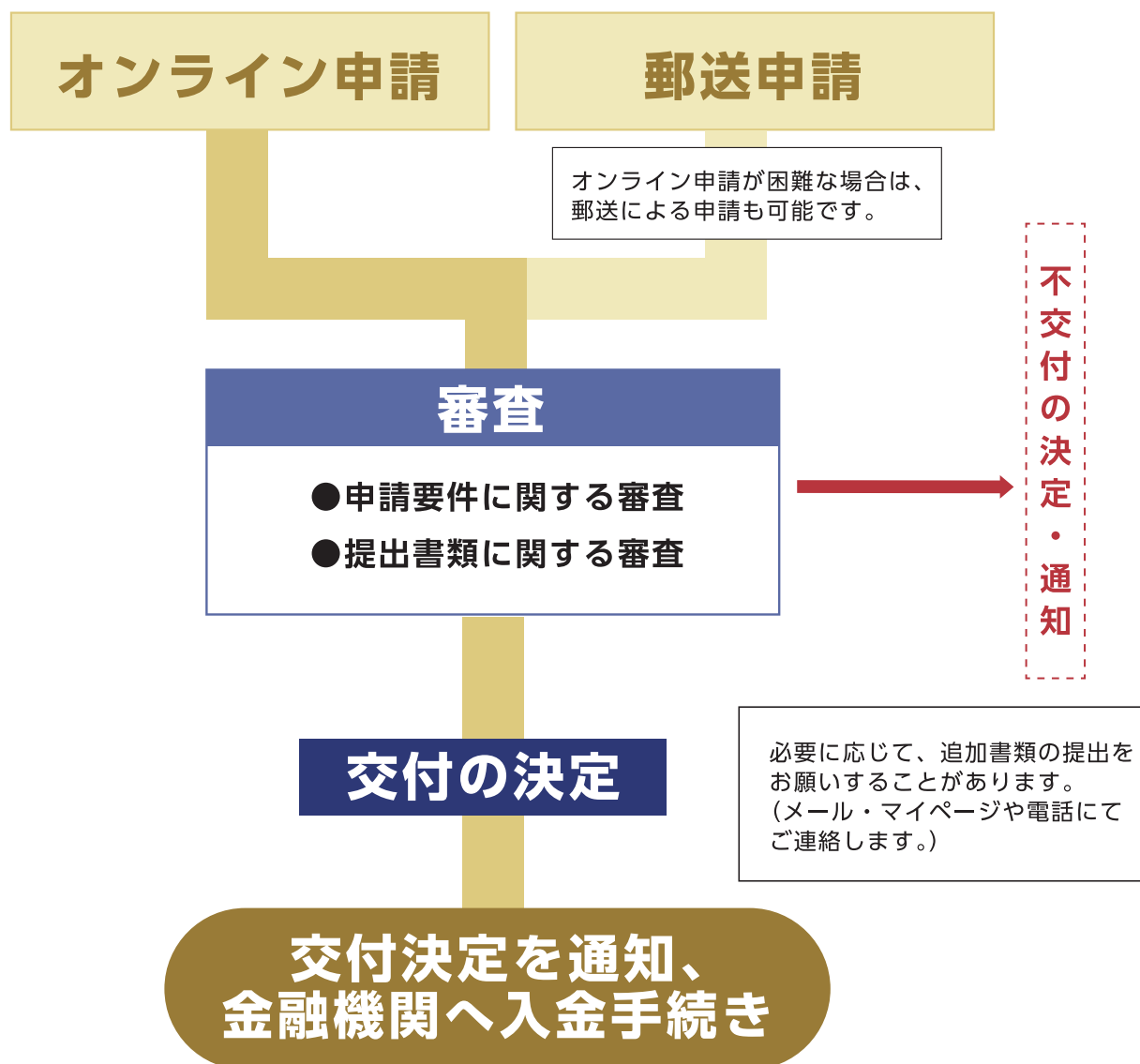
■ 申請～交付の流れ	3P
1 目的	5P
2 対象事業者	5P
3 申請要件	7P
4 対象とならない事業者	8P
5 支援金額	9P
6 申請受付期間	9P
7 申請	9P
8 審査	15P
9 審査結果の通知及び支援金の交付	15P
10 申請に当たっての注意事項	15P
11 交付決定の取消し及び支援金の返還	16P
12 日本標準産業分類表	17P
13 反社会的勢力排除に関する誓約事項	18P
14 提出書類の見本	19P
15 お問い合わせ	32P
16 よくあるご質問	33P

特高電力・工業用 LP ガス支援金事務局

☎03-6747-9460

【受付時間】 9:00 から 17:00 まで（土日・祝日を除きます）

申請～交付の流れ



本支援金の申請には、様々なメリットがあるオンライン申請がオススメです。

オンライン申請のメリット

- 申請準備に手間がかからない
申請書類をポータルサイトからダウンロード・提出ができ、書類入手・送付の手間がかかりません。
- スマートフォンでも申請が可能
場所・時間を選ばず申請ができます。
- 申請から交付までの期間が短い
提出書類のやりとりがポータルサイト上で完結できるため、郵送申請に比べて振込までの期間を短縮できます。
郵送申請では、申請内容の記載の誤り、判読不能等の不備により、その修正のやりとりに時間がかかる場合があります。
- 簡単に審査状況を確認できる
マイページにログインすると、申請した内容や審査状況をすぐに確認できます。
- 審査完了時にメールが届く
審査が完了すると、登録時のメールアドレス宛てに審査結果の通知が届きます。

特別高圧電力 交付対象 早わかりフロー

以下いずれかのうち、大企業が実質的に経営に参画していないもの
 ①中小企業基本法に定める中小企業者（個人事業者含む）
 ②個別の法律に規定される法人（社団、財団、NPO 法人等。ただし、一部の法人を除く（公共法人、医療法人等））

YES

令和 7 年 4 月から令和 7 年 9 月まで（少なくともこの期間中に 3 か月以上）、自己所有又は賃貸借の施設・建物において特別高圧電力を受電契約し、事業を行っている

YES

交付対象

NO

（例）
・大企業、みなし大企業

交付対象外

NO

（例）
・テナント

特別高圧電力を受電する施設にテナント（店舗又はオフィス）として入居している

YES

令和 7 年 4 月から令和 7 年 9 月まで（少なくともこの期間中に 3 か月以上）、施設所有者又は施設管理者と賃貸借契約又はそれに準ずる契約を結んでいる

YES

テナントに係る電気料金又は電気料金を含んでいることが明確にわかる共益費・賃料を支払っている

YES

NO

（例）
・低圧・高圧契約の施設に入居

NO

（例）
・賃貸借又は準ずるものの以外の契約形態
・日を単位とする利用

NO

（例）
・電気代、電気料金を含んだ共益費・賃料の負担がない

工業用LPガス 交付対象 早わかりフロー

以下いずれかのうち、大企業が実質的に経営に参画していないもの
 ①中小企業基本法に定める中小企業者（個人事業者含む）
 ②個別の法律に規定される法人（社団、財団、NPO 法人等。ただし、一部の法人を除く（公共法人、医療法人等））

YES

令和 7 年 4 月から令和 7 年 9 月まで（少なくともこの期間中に 3 か月以上）、自己所有又は賃貸借の施設・建物において工業用 LP ガスを使用し事業を行っている

YES

交付対象

NO

（例）
・大企業、みなし大企業

交付対象外

NO

（例）
・工業用 LP ガスの販売のみを行っている場合
・過去に購入履歴はあるが現在事業を行っていない

1 目的

特別高圧電力※¹を受電する中小企業者等及び工業用LPガス※²を使用する中小企業者等の価格高騰における負担を軽減することを目的とします。

※¹ 特別高圧電力とは、契約電力が 2,000kW 以上で、かつ供給電圧が 20,000V（20kV）以上のものを指します。

なお、契約電力が 2,000kW 未満であっても、特別高圧電力の契約が確認できれば対象となります。

※² 工業用LPガスとは、高圧ガス保安法の適用を受け、工業用途で使用される液化石油ガスを指します。

2 対象事業者

次の（１）～（３）のいずれかに該当するもの

（１）都内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等（※）

（２）特別高圧電力を受電する都内の施設にテナントとして入居する中小企業者等（※）

（３）都内で工業用LPガスを使用して事業を行う中小企業者等（※）

※「中小企業者等」とは次のア、イのいずれかを満たすものをいいます。

ア 会社及び個人事業者

次の表のいずれかに該当する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、個人事業者、土業法人）で、かつ大企業※¹が実質的に経営に参画（以下「みなし大企業」といいます）※^{2,3}していないもの

・業種名は日本標準産業分類（P.17「12 日本標準産業分類表」）に基づく。

業種	資本金及び従業員
製造業、情報通信業（一部はサービス業に該当）、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業、飲食業	5,000万円以下又は50人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下

・情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとする。

大分類	中分類	小分類
情報通信業	放送業	全て
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所
		情報提供サービス業
		市場調査・世論調査・社会調査業
		その他の情報処理・提供サービス業
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業
		音声情報制作業
		広告制作業
		映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

イ 個別の法律に規定される法人

資本金の額（公共法人等の場合は、基本財産の額）が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下で、かつみなし大企業でないもの

※公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、農事組合法人、会社以外の法人も対象となります。

※法人税法別表第1に規定する公共法人並びに政治団体、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人及び特別民間法人等は対象となりません。

- ※1 「大企業」とは、上記ア、イに該当する中小企業者等以外の者で、事業を営む者をいう。自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。ただし、次に該当するものは除く。
 - ・ 中小企業投資育成株式会社
 - ・ 投資事業有限責任組合
- ※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。
 - ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ※3 「大企業が実質的に経営に参画」していないことの確認として、申請企業の役員の兼務状況、株主構成の他、実質的に経営に参画している企業等の従業員数・資本金等の確認をさせていただく場合がございます。

3 申請要件

申請に当たっては、以下の1 (1)、(2)、(3) 及び2の全ての要件を満たす必要があります。

1 (1)～(3)の事業者において次の(ア)、(イ)の両方の要件を満たすこと

(1) 都内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等

- (ア) 申請日現在で、申請書記載の事業所所在地において実質的に事業を行っている*こと
- (イ) 令和7年4月から令和7年9月まで（少なくともこの期間中に3か月以上）、特別高圧電力の契約を継続又は継続を予定していること

(2) 特別高圧電力を受電する都内の施設にテナントとして入居する中小企業者等

- (ア) 申請日現在で、申請書記載の事業所所在地において実質的に事業を行っている*こと
- (イ) 令和7年4月から令和7年9月まで（少なくともこの期間中に3か月以上）、特別高圧電力の契約を継続又は継続を予定している施設において、賃貸借契約又はそれに準ずる契約書等により入居実績・予定があり、かつ電気料金を実質的に負担していること

(3) 都内で工業用LPガスを使用して事業を行う中小企業者等

- (ア) 申請日現在で、申請書記載の事業所所在地において実質的に事業を行っている*こと
- (イ) 令和7年4月から令和7年9月まで（少なくともこの期間中に3か月以上）、工業用LPガスを使用して事業活動を実施または実施予定があること

※「実質的に事業を行っている」とは、申請書に記載の事業所所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ等から総合的に判断します。

2 次のア～オの全てに該当すること

- ア 申請に必要な書類を申請時にすべて提出できること
- イ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する支援事業等に関して、不正等の事故を起こしているものでないこと
- ウ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、支援金の交付対象として社会通念上適切ではないと判断される業態を営むものでないこと
ただし、風営法第3条第1項（風俗営業の許可）の適用を受ける接待飲食等営業（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除く）、遊技場営業（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）、特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）等はこの限りではない。
また、P.18「13 反社会的勢力排除に関する誓約事項」の(1)～(8)のいずれにも該当しないものであり、かつ、今後も該当しないことを誓約すること
- エ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと
- オ その他、公社が公的資金の支援先として適切でないと判断するものではないこと

4 対象とならない事業者

注意

本事業では、支援対象としての適否を申請いただいた書類等で総合的に判断しております。支援金事務局にお問い合わせをいただいた場合であっても、対象となるかどうかを即時回答することはいたしかねますので、ご了承ください。

以下の事業者は本支援金の対象となりません。

【共通】

- (1) 法人税法別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特別民間法人等
- (2) 特別高圧電力を直接又は間接に受電する施設或いは工業用LPガスを使用する施設について官公庁等から委託された指定管理者で当該施設を申請しようとする者
- (3) 大企業又はみなし大企業（P5 参照）

【特別高圧電力】

- (1) 特別高圧電力以外の電力（高圧電力及び低圧電力）の受電事業者並びに当該電力受電施設に入居するテナント
- (2) 同一敷地内に特別高圧電力受電施設とそれ以外の電力受電施設が混在する場合の、特別高圧以外の電力を受電する事業者及び当該施設に入居するテナント
- (3) テナントにおいて、令和7年4月から令和7年9月まで（少なくともこの期間中に3か月以上）の間、専用利用していることが賃貸借契約書又はそれに準ずる契約書で確認できない事業者（同一空間を日替わり、不定期等により継続せずに使用する週貸し店舗、催事店舗、ポップアップストア等）
- (4) テナントにおいて、正式な賃貸借契約を締結していない又は常時賃借人が出入り可能な専有部分が明確でない形式等で間借り営業する中小企業者等
- (5) テナントにおいて、自己の賃借人名義を持たない事業者、又は自らの権限を持たず施設の管理下で事業を営む事業者
- (6) テナントにおいて、受電施設と当該テナント事業者の契約関係が明らかでない区画の運営事業者
- (7) 自動販売機やコピー機、スマートフォンの充電器、サーバールーム等、通常は従業員がおらず、機器等の設置のみを行っている事業者
- (8) 百貨店など商業施設の販売スペースに商品を卸すのみ等の形態の事業者
- (9) 電気料金を負担していないテナント

【工業用LPガス】

- (1) 家庭用・業務用LPガスの使用事業者
- (2) 工業用LPガスの販売のみを行っている事業者
- (3) LPガスを使用する一般旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）

5 支援金額

(1) 都内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等

1 所当たり 500 万円

(2) 特別高圧電力を受電する都内の施設にテナントとして入居する中小企業者等

1 所当たり 10 万円

(3) 都内で工業用LPガスを使用して事業を行う中小企業者等

1 所当たり 10 万円

6 申請受付期間

オンライン申請の場合

令和7年7月7日(月)から令和7年11月30日(日)23時59分まで

郵送の場合

令和7年7月7日(月)から令和7年11月30日(日)まで 当日消印有効

申請受付期間の終了直前は申請が集中する可能性があるため、審査にお時間を要することがあります。
申請受付最終日の郵便投函は消印日付が翌日以降となる可能性があります。申請受付期間終了後の消印日付による申請は受付することができないため、余裕を持ったご申請をお願いいたします。

7 申請

(1) 申請に必要な書類一覧

注意

※個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、当該部分を黒塗り又はマスキングテープを使用した上でコピーするなどして、番号が判別できないようにしてください。

※郵送の場合、申請書類は、A4用紙に片面で出力し、クリップ留めにしてください。写しの添付書類は白黒コピーでも構いません。ただし内容が判別できるものにしてください。

※詳細確認等のために、追加書類のご提出をお願いする場合があります。

【都内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等】

No.		提出書類		入手先
1	申請書	(公社指定様式) ※オンライン申請の場合、ポータルサイト上で入力 ※郵送申請の場合、実印 <u>(印鑑登録している印鑑)</u> を押印	原本	ポータルサイト
2	誓約書兼 確認書	(公社指定様式) ※オンライン申請の場合、ポータルサイト上で入力 ※郵送申請の場合、実印 <u>(印鑑登録している印鑑)</u> を押印	原本	ポータルサイト
3	振込口座 確認書類 (◆)	◆第1回(令和5年4月～9月分)、第2回(令和5年10月～令和6年3月分)、第3回(令和6年10月～令和7年3月分)の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から変更が無ければ添付は不要です。 ・通帳の表紙及び中表紙等 金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人(漢字及びカナ)、預金種類、口座番号の記載があるページの写し ※ネットバンク等で現物の通帳がない場合は、上記が分かるWEB上の画面などの写しをご提出ください。 ※【法人】 申請者と同じ法人名義の口座もしくは代表者の個人口座 【個人事業者】 申請者と同じ名義人の個人名もしくは屋号の口座	写し	申請者保管 ・ 金融機関
4	登記簿 謄本等 (◆)	【法人の場合】 ◆第1回(令和5年4月～9月分)、第2回(令和5年10月～令和6年3月分)、第3回(令和6年10月～令和7年3月分)の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から法人名、所在地(住所)、代表者、資本金のいずれにおいても変更履歴が無ければ添付は不要です。 ・発行後3か月以内の履歴事項全部証明書 【個人事業者の場合】 ◆第1回(令和5年4月～9月分)、第2回(令和5年10月～令和6年3月分)、第3回(令和6年10月～令和7年3月分)の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から変更履歴が無ければ添付は不要です。 ・個人事業の開業届 ※移転した場合は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」もご提出ください。	原本 又は 写し	法務局
5	電気料金の 負担が確認 できる書類	・契約種別が特別高圧電力受電契約に属し、電力の使用実績(令和7年4月から令和7年9月分までのうち、引き続く3か月分)が確認できる書類(電力供給事業者が発行する請求書、使用量のお知らせ、契約書等で、電力の契約種別、申請者名称、供給施設の住所等が明記されているもの)	写し	申請者保管

【特別高圧電力を受電する都内の施設にテナントとして入居する中小企業者等】

No.	提出書類		入手先
1	申請書	(公社指定様式) ※オンライン申請の場合、ポータルサイト上で入力 ※郵送申請の場合、実印 (印鑑登録している印鑑) を押印	原本 ポータルサイト
2	誓約書兼 確認書	(公社指定様式) ※オンライン申請の場合、ポータルサイト上で入力 ※郵送申請の場合、実印 (印鑑登録している印鑑) を押印	原本 ポータルサイト
3	振込口座 確認書類 (◆)	◆第1回 (令和5年4月～9月分)、第2回 (令和5年10月～令和6年3月分)、第3回 (令和6年10月～令和7年3月分) の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から変更が無ければ添付は不要です。 ・通帳の表紙及び中表紙等 金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人 (漢字及びカナ)、預金種類、口座番号の記載があるページの写し ※ネットバンク等で現物の通帳がない場合は、上記が分かるWEB上の画面などの写しをご提出ください。 ※【法人】 申請者と同じ法人名義の口座もしくは代表者の個人口座 【個人事業者】 申請者と同じ名義人の個人名もしくは屋号の口座	写し 申請者保管 ・ 金融機関
4	登記簿 謄本等 (◆)	【法人の場合】 ◆第1回 (令和5年4月～9月分)、第2回 (令和5年10月～令和6年3月分)、第3回 (令和6年10月～令和7年3月分) の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から法人名、所在地 (住所)、代表者、資本金のいずれにおいても変更履歴が無ければ添付は不要です。 ・発行後3か月以内の履歴事項全部証明書	原本 又は 写し 法務局
		【個人事業者の場合】 ◆第1回 (令和5年4月～9月分)、第2回 (令和5年10月～令和6年3月分)、第3回 (令和6年10月～令和7年3月分) の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から変更履歴が無ければ添付は不要です。 ・個人事業の開業届 ※移転した場合は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」もご提出ください。	写し 申請者保管
5	特別高圧 電力受電 及び テナント 入居確認書 (◆)	◆第1回 (令和5年4月～9月分)、第2回 (令和5年10月～令和6年3月分)、第3回 (令和6年10月～令和7年3月分) の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における交付対象事業所等については添付は不要です。 直近で交付を受けた回における交付対象事業所等と異なる事業所等については必ず添付してください。また、直近で交付を受けた回における交付対象事業所等について、直近で交付を受けた回の申請日以降、一度当該事業所等から退去した後に、再度同じ事業所等に入居した場合についても省略できません。 (公社指定様式) ※入居施設の管理運営者に記入いただきます。 ※特別高圧電力受電施設にテナントとして入居し、電気料金を負担していることの証明としてご提出ください。 ※申請事業所等が複数ある場合は、事業所等ごとに確認書を作成の上、ご提出ください。	原本 ポータルサイト

6	テナントの 賃貸借等が 確認できる 書類 (◆)	◆第1回(令和5年4月～9月分)、第2回(令和5年10月～令和6年3月分)、第3回(令和6年10月～令和7年3月分)の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における交付対象事業所等については添付は不要です。 直近で交付を受けた回における交付対象事業所等と異なる事業所等については必ず添付してください。また、直近で交付を受けた回における交付対象事業所等について、直近で交付を受けた回の申請日以降、一度当該事業所等から退去した後に、再度同じ事業所等に入居した場合についても省略できません。 ・令和7年4月から令和7年9月まで(少なくともこの期間中に3か月以上)の賃貸借契約書 ※貸主名(押印又は自筆の署名部分)、借主名(押印又は自筆の署名部分)、所在地、賃貸借期間が記載されている部分をご提出ください。その他の部分は省略やマスキングすることが可能です。 ※賃貸借契約が自動更新になっているなど、賃貸借期間が令和7年4月から令和7年9月(支援金対象期間)までの間の契約書が存在しない場合は、自動更新等の条項が明示されている賃貸借契約書とともに、支援金対象期間のうち引き続く3か月分の賃料又は電気料金の請求書等をご提出ください。 ※共益費に電気料金が含まれている場合には、共益費の内訳について明示されていることが必要です。 ※官公庁に入居するテナントの場合は官公庁が発行する使用許可書等をご提出ください。 ※貸借ではなく、建物を区分所有している場合は、発行後3カ月以内の区分所有建物部分の登記簿謄本をご提出ください。	写し	申請者保管
7	電気料金の 負担が確認 できる書類	・電気料金請求書(令和7年4月から令和7年9月のいずれか1か月分) ※共益費に電気料金が含まれている場合には、共益費の請求書をご提出ください。 ※第1回(令和5年4月～9月分)、第2回(令和5年10月～令和6年3月分)、第3回(令和6年10月～令和7年3月分)の支援金交付済みの方で、上記6のテナントの賃貸借が確認できる書類を省略する場合は、令和7年6月から令和7年9月までのいずれか1か月分の電気料金請求書をご提出ください。	写し	申請者保管

【都内で工業用LPガスを使用して事業を行う中小企業者等】

No.		提出書類		入手先
1	申請書	(公社指定様式) ※オンライン申請の場合、ポータルサイト上で入力 ※郵送申請の場合、実印(印鑑登録している印鑑)を押印	原本	ポータルサイト
2	誓約書兼 確認書	(公社指定様式) ※オンライン申請の場合、ポータルサイト上で入力 ※郵送申請の場合、実印(印鑑登録している印鑑)を押印	原本	ポータルサイト
3	振込口座 確認書類 (◆)	◆第1回(令和5年4月～9月分)、第2回(令和5年10月～令和6年3月分)、第3回(令和6年10月～令和7年3月分)の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から変更が無ければ添付は不要です。 ・通帳の表紙及び中表紙等 金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人(漢字及びカナ)、預金種類、口座番号の記載があるページの写し ※ネットバンク等で現物の通帳がない場合は、上記が分かるWEB上の画面などの写しをご提出ください。 ※【法人】 申請者と同じ法人名義の口座もしくは代表者の個人口座 【個人事業者】 申請者と同じ名義人の個人名もしくは屋号の口座	写し	申請者保管 ・ 金融機関
4	登記簿 謄本等 (◆)	【法人の場合】 ◆第1回(令和5年4月～9月分)、第2回(令和5年10月～令和6年3月分)、第3回(令和6年10月～令和7年3月分)の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から法人名、所在地(住所)、代表者、資本金のいずれにおいても変更履歴が無ければ添付は不要です。 ・発行後3か月以内の履歴事項全部証明書	原本 又は 写し	法務局
		【個人事業者の場合】 ◆第1回(令和5年4月～9月分)、第2回(令和5年10月～令和6年3月分)、第3回(令和6年10月～令和7年3月分)の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から変更履歴が無ければ添付は不要です。 ・個人事業の開業届 ※移転した場合は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」もご提出ください。	写し	申請者保管
5	工業用 LPガス 販売確認書 (◆)	◆第1回(令和5年4月～9月分)、第2回(令和5年10月～令和6年3月分)、第3回(令和6年10月～令和7年3月分)の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における交付対象事業所等については添付は不要です。 直近で交付を受けた回における交付対象事業所等と異なる事業所等については必ず添付してください。 (公社指定様式) ※工業用LPガスの購入先である販売店に記入いただきます。 ※工業用LPガスの販売を受けていることの証明としてご提出ください。 ※申請事業所等が複数ある場合は、事業所等ごとに確認書を作成の上、ご提出ください。	原本 又は 写し	ポータルサイト
6	ガス料金の 負担が確認 できる書類	工業用LPガスの使用実績(令和7年4月から令和7年9月分までのうち、引き続き3か月分)が確認できる書類(ガス供給事業者が発行する請求書、使用量のお知らせ等で、申請者名称、供給場所の住所等が明記されているもの)	写し	申請者保管

(2) 申請書類の提出方法

①オンライン申請の場合

必要書類の準備

ポータルサイトから
オンライン申請フォームへアクセス

申請事項を入力・送信

✓ **【受付期間】 令和7年7月7日(月)～令和7年11月30日(日) 23時59分**

- ・申請にはメールアドレスが必要です。
- ・マイページから進捗状況の確認が可能です。申請時に利用したメールアドレス宛てに審査結果の通知等が届きますので、申請時のメールアドレスをお忘れないよう、必ずお控えください。
- ・必要書類をデータでご用意ください。(PDF形式推奨)
※スマートフォンからの撮影画像(JPG形式など)でもご申請が可能です。
- ・スマートフォンで画像撮影の際は、画質を落として撮影するなど、データ容量にご注意ください。
※添付可能なファイルの容量は、1ファイルにつき10MBまでとなっております。

②郵送の場合

申請書の取得

申請書の作成
必要書類の準備

記録が残る方法で郵送

✓ **【受付期間】 令和7年7月7日(月)～令和7年11月30日(日) 当日消印有効**

- ・申請書類は、A4用紙に片面で印刷し、クリップ留めにしてください。写しの添付書類は白黒コピーであっても内容が判別できるものにしてください。
- ・申請書類は、簡易書留・レターパック等の記録が残る方法で、以下の送付先に郵送してください。持参・宅配便・FAX等によるご申請はお受けすることができません。
- ・一度受理された申請書類は、交付決定の可否に関わらず返却できません。原本を提出する場合は必ず控えとして写しを保管してください。申請内容についてお問合せさせていただく場合があります。

【送付先】

〒170-6090
東京都豊島区東池袋 3-1-1
サンシャイン 60 内郵便局 私書箱 1016 号

特高電力・工業用LPガス支援金事務局 宛
〈 申請書在中 〉

◀ 郵送時にラベルとして使用する場合は、
コピーしてお使いください。

(3) 申請書類の作成及び提出における主な留意事項

- ア 申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担となります。
- イ 申請書類を提出するもの及び連絡担当者は、原則、申請事業者の役員・従業員に限ります。
- ウ 必要に応じて、支援金事務局から追加書類の提出及び説明を求められることがあります。
- エ 支援金事務局により設定された追加書類の提出期限を過ぎた場合には、申請を辞退されたものとみなします。

8 審査

申請書類に基づき、審査を行います。審査の途中経過において、申請書類の記載内容と異なる事実が判明した場合は、審査を中止することがありますので、ご注意ください。

9 審査結果の通知及び支援金の交付

- (1) 審査を経て本支援金の交付対象となった場合は支援金交付決定兼支援金額確定通知書、交付対象外となった場合は審査結果通知の送付により、審査結果を通知します。本通知はオンライン申請の方にはメール及びマイページにて通知し、郵送申請の方には申請書に記入された書類送付先に郵送します。
- (2) 交付決定された場合、事業者名、所在地、事業所について公表することがあります。

10 申請に当たっての注意事項

- (1) 過去回申請情報の再利用
第1回（令和5年4月～9月分）、第2回（令和5年10月～令和6年3月分）、第3回（令和6年10月～令和7年3月分）の支援金交付済みの方につきましては、過去に交付を受けた申請内容を本申請に再利用することに同意いただいた場合、申請書の記入と提出書類の一部を省略いただくことが可能です。
- (2) 公社職員等による調査等
申請内容の実施状況、申請内容に関する取引関係書類、その他について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。
- (3) 関係書類の保存
本事業に係るすべての関係書類は、以下の期間まで保存する必要があります。
令和13年3月31日（令和12年度末）まで

申込者情報のお取り扱いについて

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
 - (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- ※上記（2）を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

- (1) 目的 ア 当公社からの行政機関への事業報告 イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
 - (2) 項目 氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
 - (3) 手段 電子データ、プリントアウトした用紙
- ※上記（1）目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

3 「手続サクサクプロジェクト」への参加のお願い

本申請等においてご提供いただいた法人情報等について、東京都によるデータ収集にご同意いただいた場合は、上記1及び2にかかわらず、今後、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の申請手続の際にデータ入力を省略可能とする取組に利用させていただきます。

東京都によるデータ収集に関する同意につき、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、手続サクサクプロジェクトに関してご不明な点は以下まで問い合わせください。

デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル企画調整課

電話：03-5388-2341 メールアドレス：S1100506@section.metro.tokyo.jp

<個人情報の取扱いについて>

当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。

また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

11 交付決定の取消し及び支援金の返還

次のいずれかに該当した場合は、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消し事由、不正の内容、対象事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に支援金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

納期日までに返還いただけない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延損害金（100 円未満は除く）をお支払いいただくことになります。

下記（2）の「偽り、隠匿その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき」に該当した場合は、支援金全額の返還とともに、支援金と同額の違約金をお支払いいただきます。

- （1） 交付決定等の内容と異なる事実が認められたとき
- （2） 偽り、隠匿その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- （3） 申請した事業所又は店舗での事業活動の実態が無いと認められるとき。なお、「事業活動の実態がある」とは、申請書に記載の事業所所在地や店舗所在地において、単に建物があることだけでなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断する
- （4） 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- （5） 申請日までの過去5年間又は申請日から支援金を支払う日までの間に、法令に違反したとき
- （6） 申請日までの過去5年間又は申請日から支援金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する支援事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき
- （7） 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。また、P.18「13 反社会的勢力排除に関する誓約事項」の(1)～(8)に該当していたこと若しくは該当していることが判明したとき
- （8） 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき
- （9） その他、公社が公的資金の支援先として適切でないと判断したとき

注意

※刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

※不正又は事故を起こした事業者、その他関係者等については、今後公社が実施する全ての助成事業等に申請をすることができません。

12 日本標準産業分類表

申請書「1. 申請者情報」の「業種」を記載する際は、本分類表から該当する項目を選んでください。

大分類	中分類	大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業 02 林業	I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 繊維・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業	J 金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 06 総合工事業	K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 690 管理・補助的経済活動を行う事業所 691 不動産賃貸業(貸家業・貸間業を除く) 692 貸家業・貸間業 693 駐車場業 694 不動産管理業
D 建設業	07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業	L 学術研究、専門、技術サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業	M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 750 管理・補助的経済活動を行う事業所 751 旅館・ホテル 752 簡易宿所 753 下宿業 759 その他の宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
F 電気、ガス、熱供給、水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業	N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業(791を除く) 791 旅行業
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 390 管理・補助的経済活動を行う事業所 391 ソフトウェア業 392 情報処理・提供サービス業 3921 情報処理サービス業 3922 情報提供サービス業 3923 市場調査・世論調査・社会調査業 3929 その他の情報処理・提供サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 410 管理・補助的経済活動を行う事業所 411 映像情報制作・配給業 412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	O 教育、学習支援業	80 娯楽業 81 学校教育 82 その他の教育・学習支援業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む)	P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
		Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合(他に分類されないもの)
		R サービス業	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
		S 公務(他に分類されるものを除く)	97 国家公務 98 地方公務
		T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

■業種区分

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5000万円以下又は100人以下
小売業(飲食業を含む)	5000万円以下又は50人以下
旅館業	5000万円以下又は200人以下

分類に関するお問い合わせにはお答えできません。
下記ホームページ等をご参照ください。

◆<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>
政府統計の総合窓口(e-Stat) (<http://www.e-stat.go.jp/>)

複数事業を行っている場合の考え方については、
下記ホームページをご参照ください。

◆https://www.soumu.go.jp/main_content/000819207.pdf
総務省「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」

13 反社会的勢力排除に関する誓約事項

支援金の申請に当たり、以下の（１）～（８）までの全てに該当しないことを誓約いただく必要があります。また、誓約が虚偽であった場合や誓約に反する事実が判明した場合には、交付の決定を取り消す等の対応を行います。

このことにより、申請者に不利益が発生しても公社は一切の責任を負わないこととします。

記

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２） 暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３） 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- （４） 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- （５） 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与えるものをいう。）
- （６） 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与えるものをいう。）
- （７） 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がり有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- （８） 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にあるもの
 - イ 前各号に掲げるものが自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げるものが自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げるものを利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げるものに資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げるものと役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

14 提出書類の見本

中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業支援金申請書

様式第1号（第5条関係）

中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業支援金（第4回）申請書

公益財団法人東京都中小企業振興公社 理事長殿

※過去回（第1回（対象期間：令和5年4月～9月分）、第2回（令和5年10月～令和6年3月分）及び第3回（令和6年10月～令和7年3月分）の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から変更が無ければ（◆）の欄の記入は不要です。変更があった場合には必ず記入してください。

令和 7 年 月 日

1. 申請者情報									
申請者区分		☐ 法人 ☐ 個人事業者		☐ （過去回交付済者）情報再利用に同意する			申請者印		
フリガナ									
法人名（屋号）									
フリガナ（◆）									
代表者名（◆）									
個人事業者の場合は、過去回の支援金交付済みの方でも省略せず、必ず記入してください。									
所在地（◆）		郵便番号	住 所						
		〒							
法人の場合は登記記載住所を、個人事業者の場合は開業届の都内事業所の住所を記入してください。									
業 種	大分類（◆）				■ 業種区分				
	中分類（◆）	番号				業 種	資本金及び常用従業員数		
		名称				製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下又は300人以下		
	業種の分類は、申請受付要項「12 日本標準産業分類表」を参照してください。				ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）		3億円以下又は900人以下		
従業員数（◆）		人			卸売業		1億円以下又は100人以下		
「業種」「従業員数」について、個人事業者の場合は、過去回の支援金交付済みの方でも省略せず、必ず記入してください。									
以下の申請者情報欄は 法人 の方のみ記入してください。									
法人番号					サービス業		5000万円以下又は100人以下		
法人番号が不明な場合は国税庁法人番号公表サイトにてご確認ください。									
資本金（◆）		円			小売業（飲食業を含む）		5000万円以下又は50人以下		
上記基準以下であっても、申請受付要項「2 対象事業者」に記載の通り、みなし大企業に該当する方は対象外です。誓約書と併せてご確認ください。									
2. 本申請についての担当者連絡先・書類送付先 ※日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください									
フリガナ		電 話 番 号			メ ー ル ア ド レ ス				
氏 名									
書類送付先		郵便番号	住 所						
		〒							
3. 申請情報									
申請箇所数・金額		種別(1)特別高圧電力受電（事業所等数×500万円）		種別(2)特高施設のテナント（事業所等数×10万円）		種別(3)工業用LPガス使用（事業所等数×10万円）			
		事業所等数	所	所	所				
		金額	万円	万円	万円				
申請事業所等		種別	事業所等名称		郵便番号・住所				
事業所等①		☐ (1)			〒 東京都				
☐ 過去回交付済		☐ (2)							
		☐ (3)							
事業所等②		☐ (1)			〒 東京都				
☐ 過去回交付済		☐ (2)							
		☐ (3)							
申請事業所等毎に種別((1)又は(2)又は(3))をチェックしてください。実施場所が3か所以上ある方は「申請書 別紙」に記載してください。									
4. 支援金振込口座情報									
金融機関情報		金 融 機 関 名		支 店 名		金融機関コード		支店コード	
口座名義人カナ		種 別		口座番号(7桁右詰め)					
口座名義人		☐ 普通 ☐ 当座							

中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業支援金(第4回)申請書

公益財団法人東京都中小企業振興公社 理事長殿

下記記載欄のうち、
青点線内の欄が記入は不要です。

※過去回(第1回(対象期間:令和5年4月~9月分)、第2回(令和5年10月~令和6年3月分)及び第3回(令和6年10月~令和7年3月分)の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から変更が無ければ(◆)の欄の記入は不要です。変更があった場合には必ず記入してください。

令和7年7月7日

(過去回交付済み者向け)過去回申請内容の情報再利用に同意し、記入
や提出書類の一部省略を希望する場合はチェックを入れてください。

1. 申請者情報		どちらかにチェックを入れてください。	
申請者区分	☒ 法人 ☐ 個人事業者	☐ (過去回交付済者)情報再利用に同意する	申請者印
フリガナ	カブシキガイシャ〇〇〇〇		
法人名(屋号)	株式会社〇〇〇〇		
フリガナ(◆)	〇〇 〇〇		
代表者名(◆)	〇〇 〇〇		
印鑑証明書に登録されている実印を押印してください。(法人:法人印/個人:個人印)オンライン申請の場合、押印は不要です。			
実印			
個人事業者の場合は、過去回の支援金交付済みの方でも省略せず、必ず記入してください。			
郵便番号	〒 〇〇〇〇〇〇		
所在地(◆)	東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇		
ハイフンを除いてご記入ください。			
業種区分	業種 資本金及び常用従業員数		
大分類(◆)	M 宿泊業・飲食サービス業	製造業・建設業・運輸業・その他 3億円以下又は300人以下	
中分類(◆)	番号 76 名称 飲食店	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) 3億円以下又は900人以下	
従業員数(◆)	30人	卸売業 1億円以下又は100人以下	
業種の分類は、申請受付要項「12 日本標準産業分類表」を参照してください。		サービス業 5000万円以下又は100人以下	
法人番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		小売業(飲食業を含む) 5000万円以下又は50人以下	
法人番号が不明な場合は国税庁法人番号公表サイトにてご確認ください。		旅館業 5000万円以下又は200人以下	
資本金(◆)	50,000,000円	上記基準以下であっても、申請受付要項「2 対象事業者」に記載の通り、みなし大企業に該当する方は対象外です。誓約書と併せてご確認ください。	
2. 本申請についての担当者連絡先・書類送付先 ※日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください			
フリガナ	△△ △△	電話番号	メールアドレス
氏名	△△ △△	00000000000	△△△△@△△△△
郵便番号	〒 〇〇〇〇〇〇	住所	東京都△△区△△町△-△-△
書類送付先	ハイフンを除いてご記入ください。		
3. 申請情報			
申請箇所数・金額	種別(1)特別高圧電力受電(事業所等数×500万円)	種別(2)特高施設のテナント(事業所等数×10万円)	種別(3)工業用LPガス使用(事業所等数×10万円)
申請事業所等	種別	事業所等名称	郵便番号
事業所等①	☐ (1) 〇〇〇〇 ☒ (2) 〇〇店	〒 〇〇〇〇〇〇 東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	3 所
過去回交付済	☐ (3)		30 万円
事業所等②	☐ (1) 〇〇〇〇 ☒ (2) ××店	〒 〇〇〇〇〇〇 東京都××区××町×-×-×	
過去回交付済	☐ (3)		
申請事業所等毎に種別(1)又は(2)又は(3)をチェックしてください。実施場所が3か所以上ある方は「申請書 別紙」に記載してください。			
4. 支援金振込口座情報			
金融機関情報	金融機関名	支店名	金融機関コード
〇〇銀行	〇〇支店	0 0 0 0	0 0 0 0
口座名義人カナ	〇〇 〇〇	種別	口座番号(7桁右詰め)
口座名義人	〇〇 〇〇	☒ 普通 ☐ 当座	0 0 0 0 0 0 0
どちらかにチェックを入れてください。			

直近で交付を受けた回における交付対象事業所等の場合は
チェックを入れてください。該当種別にチェックを
入れてください。

郵便番号 ハイフン以外の7桁をご記入ください。

申請種別ごとに箇所数と
金額を記入してください。必ず都内の事業所等
を記入してください。
都外の事業所等は支
援金の対象外です。

記入例

同意確認事項（「手続サクサクプロジェクト」への参加のお願い）

本申請等においてご提供いただいた以下の情報について、東京都のデータ収集に同意いただき、本支援金の交付を受けた場合には、今後、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の申請手続等の際、データ入力を省略可能とするほか、口座情報の記載や通帳の写し等の添付、口座情報確認作業等を不要とする「手続サクサクプロジェクト」によるワンスオンリーの取組として利用させていただきます。

参加を希望される方は、「同意します」にチェックをお願いします。

また、同意いただいた場合は、以下の情報を公社から東京都に提供します。

なお、「手続サクサクプロジェクト」参加への同意の有無は、本申請の審査や金額に影響することはありません。

【東京都が収集・利用する情報】

（本申請時に収集するもの）・事業者基本情報（事業者識別番号（法人にあっては法人番号）、法人名又は屋号、代表者名又は個人事業主名、本社所在地又は印鑑登録証明書住所、電話番号）

・申請担当者の連絡先（連絡先郵便番号、連絡先住所、連絡先電話番号）

・振込口座情報（金融機関名、支店名、口座名義人、口座の種類、口座番号又は通帳の記号、番号）

上記の【東京都が収集・利用する情報】を、今後、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金の申請手続等の簡素化のために利用することや、補助金の受取口座として指定することに同意します。

【手続サクサクプロジェクトの問合せ先】

デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル企画調整課

電 話 :03-5388-2341

メールアドレス :S1100506@section.metro.tokyo.jp

☐ 同意する

☐ 同意しない

同意確認事項をご一読いただき、どちらかにチェックを入れてください。

記入例

中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業支援金(第4回)申請書 別紙

※申請事業所等が3所以上の方のみ提出してください。

直近で交付を受けた回における交付対象事業所等の場合は
チェックを入れてください。

申請事業所等	種別	事業所等名称	郵便番号・住所
事業所等③ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☒ (2) ☐ (3)	〇〇〇〇 ◇◇店	〒0000000 東京都◇◇区◇◇町◇◇-◇◇ ハイフンを除いてご記入ください。
事業所等④ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑤ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑥ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑦ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑧ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑨ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑩ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑪ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑫ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑬ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑭ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都
事業所等⑮ ☐ 過去回 交付済	☐ (1) ☐ (2) ☐ (3)		〒 東京都

公益財団法人東京都中小企業振興公社 理事長殿 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業支援金(第4回)申請に係る 誓約書 兼 確認書		
誓約事項		
公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下、「公社」という。)が実施する中小企業特別高圧電力・工業用 LPガス価格高騰緊急対策事業支援金(第4回)を申請するにあたり、下記のことを誓約します。 ※誓約した内容と事実が異なった場合、交付決定の取り消しや支援金の返還を求めることがあります。 【申請全般について】 ・当該事業の申請受付要項の記載内容を熟読し、申請書に虚偽の記載がないことを誓約します。 ・申請内容・資料において不備不足があった場合に指定された期日までに対応を終えることを誓約します。 【申請要件について】 ・申請受付要項におけるすべての申請要件を満たしていることを誓約します。 ・東京都内で実質的に事業を行っていることを誓約します。(都内要件) ・申請日現在で、申請書記載の事業所所在地において実質的に事業を行っていることを誓約します。 【法令順守等について】 ・申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する支援事業等に関して、不正等の事故を起こしていないことを誓約します。 ・当該事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していることを誓約します。 ・申請受付要項における「反社会的勢力排除に関する誓約事項」について誓約します。 ・風俗営業等の規則及び事業の適正化等に関する法律の対象外業種であることを誓約します。 ・連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でない業態を営むものではないことを誓約します。 【支援金返還について】 ・申請受付要項における「交付決定の取消し及び支援金の返還」に基づき、支援金の返還請求がなされる場合、支援金を返還することを誓約します。 ・偽り、隠匿その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき又は受けようとした事実等が発覚した場合、支援金全額の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金を支払うことを誓約します。 【その他】 ・公社職員等による検査・調査に協力することを誓約します。 ・交付決定後、事業者名、所在地、事業所について公表する場合があることに同意します。		☐ 左記内容を誓約します
中小企業者要件についての確認事項		
本事業の申請対象となることを確認するため、いずれか当てはまる事業形態(法人 A、法人 B、個人事業者)のすべての項目について「該当しない」又は「該当する」にチェックしてください。なお、「大企業」には「みなし大企業」と「自治体等の公的機関」も含まれます。		
法人 A(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、土業法人)		
①資本金及び従業員数がともに申請受付要項「2 対象事業者」に記載の業種別の数字を上回る法人である	☐ 該当しない	☐ 該当する
②大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している法人である	☐ 該当しない	☐ 該当する
③大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している法人である	☐ 該当しない	☐ 該当する
④役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している法人である	☐ 該当しない	☐ 該当する
法人 B(公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人、農事組合法人など)		
⑤資本金の額(公益法人等の場合は、基本財産の額)が 3 億円超かつ常時使用する従業員の数が 300 人超の法人である	☐ 該当しない	☐ 該当する
個人事業者		
⑥従業員数が申請受付要項「2 対象事業者」に記載の業種別の数字を上回る個人事業者である	☐ 該当しない	☐ 該当する

該当する場合は申請できません

令和 年 月 日

本店所在地 _____

法人名(屋号) _____

代表者名 _____



公益財団法人東京都中小企業振興公社 理事長殿 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業支援金(第4回)申請に係る 誓約書 兼 確認書	
誓約事項 公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下、「公社」という。)が実施する中小企業特別高圧電力・工業用 LPガス価格高騰緊急対策事業支援金(第4回)を申請するにあたり、下記のことを誓約します。 ※誓約した内容と事実が異なった場合、交付決定の取り消しや支援金の返還を求めることがあります。 【申請全般について】 ・当該事業の申請受付要項の記載内容を熟読し、申請書に虚偽の記載がないことを誓約します。 ・申請内容・資料において不備不足があった場合に指定された期日まで 【申請要件について】 ・申請受付要項におけるすべての申請要件を満たしていることを誓約します。 ・東京都内で実質的に事業を行っていることを誓約します。(都内要件) ・申請日現在で、申請書記載の事業所所在地において実質的に事業を行っていることを誓約します。 【法令順守等について】 ・申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する支援事業等に関して、不正等の事故を起こしていないことを誓約します。 ・当該事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していることを誓約します。 ・申請受付要項における「反社会的勢力排除に関する誓約事項」について誓約します。 ・風俗営業等の規則及び事業の適正化等に関する法律の対象外業種であることを誓約します。 ・連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でない業態を営むものではないことを誓約します。 【支援金返還について】 ・申請受付要項における「交付決定の取消し及び支援金の返還」に基づき、支援金の返還請求がなされる場合、支援金を返還することを誓約します。 ・偽り、隠匿その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき又は受けようとした事実等が発覚した場合、支援金全額の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金を支払うことを誓約します。 【その他】 ・公社職員等による検査・調査に協力することを誓約します。 ・交付決定後、事業者名、所在地、事業所について公表する場合があることに同意します。	
【必須項目】 誓約事項を一通り読んでいただきチェックを入れてください。	
左記内容を誓約します	
中小企業者要件についての確認 本事業の申請対象となること。「該当しない」又は「該当する」を記入してください。 法人 A(株式会社、合名会社、有限会社、合同会社、株式会社) 法人 B(公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人) 個人事業主(個人事業主) ①資本金及び従業員数である ②大企業が単独で発行 ③大企業が複数で発行 ④役員総数の2分の1以上 法人 B(公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人) ⑤資本金の額(公益法人等の場合は、基本財産の額)が、500万円を超え、かつ、役員総数の2分の1以上が、300人超の法人である 個人事業主 ⑥従業員数が申請受付要項「2 対象事業者」に記載	
【必須項目】 法人 A→①～④ 法人 B→⑤ 個人事業主→⑥ チェックを入れてください。 ※ポータルサイトに掲載の「(参考) 中小企業者要件についての確認事項」をご参考に各項目をご確認ください。 ※「該当しない」で申請受付された場合であっても「みなし大企業 (P5 参照)」でないことの確認のため追加資料をご提出いただくことがございます。	
印鑑証明書に登録されている実印を押印してください。(法人：法人印/個人：個人印) オンライン申請の場合、押印は不要です。	

申請日をご記入ください。 令和 年 月 日

本店所在地 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇

法人名(屋号) 株式会社〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

申請書の1.「申請者情報」と同じ内容を記載してください。

実印

該当する場合は申請できません

履歴事項全部証明書

東京都千代田区●●丁目●●番●●-●●号
株式会社●●●●●●

会社法人等番号	◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇◇◇
商 号	株式会社●●●●●●
本 店	東京都千代田区●●丁目●●番●●-●●号
公告をする方法	官報に掲載して行う
会社成立の年月日	令和○年○月○日
目 的	1. ●●●●●● 2. ●●●●●● 3. ●●●●●● 4. ●●●●●● 5. ●●●●●●
発行可能株式総数	発行済株式の総数 ○○○○株
資本金の額	金○○○万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、～
役員に関する事項	東京都千代田区●●丁目●●番●●-●●号 代表取締役 ■ ■ ■ ■
登記記録に関する事項	設立 令和○年○月○日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(東京法務局管轄)

令和○年○月○日

東京法務局●●出張所

登記官

■ ■ ■ ■

整理番号 ●●●●●●●● ※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

印

(個人事業者) 開業・廃業等届出書 (控)

税務署受付印		1		0		4		0	
個人事業の開業・廃業等届出書 (控用)									
納税地		○住所地・○居所地・○事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 -) 〈TEL - - 〉							
税務署長									
年 月 日 提出		上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) 〈TEL - - 〉							
フリガナ		生 年 月 日生							
氏 名		○大正 ○昭和 ○平成 ○令和							
個人番号		※ 個人番号は印字されません							
職 業		フリガナ		屋 号					
個人事業の開業等について次のとおり届けます。									
届出の区分		○開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名 事務所・事業所の(○新設・○増設・○移転・○廃止) ○廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名							
所得の種類		○不動産所得・○山林所得・○事業(農業)所得(廃業の場合……○全部・○一部())							
開業・廃業等日		開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日				年 月 日			
事業所等を 新增設、移転、 廃止した場合		新增設、移転後の所在地		〈電話〉					
		移転・廃止前の所在地							
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合		設 立 法 人 名		代 表 者 名					
		法 人 納 税 地		設 立 登 記		年 月 日			
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無		「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」				○有・○無			
		消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」				○有・○無			
事業の概要 (できるだけ具体的に記載します。)									
給与等の支払状況		区 分		従事員数		給与の定め方		税額の有無	
		専 従 者		人				○有・○無	
		使 用 人						○有・○無	
								○有・○無	
		計						○有・○無	
		源泉所得税の納税の特例の承認に関する申請書の提出の有無				○有・○無		給与支払を開始する年月日 年 月 日	
関与税理士		(TEL - -)							
税務署 整理 欄		整 理 番 号		関係部門 連 絡		A		B	
		0							
		源泉用紙 交 付		通信日付印の年月日		確 認		確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()	
		年 月 日							

特別高圧電力受電及びテナント入居確認書
（中小企業特別高圧電力価格高騰緊急対策事業支援金用）

下記の事業所等が特別高圧電力受電施設にテナントとして入居し、電気料金を負担していることを証明します。

記

【テナント事業所等情報】

申請事業所等名称	
所在地	

※入居している「建物名称」について、省略することなく正確にご記載ください。
（例：●●ビル、●●モールA棟、●●劇場管理棟など）

【証明事業者記載欄】（※以下の項目をチェック☑の上、記名押印をしてください）

- ☐ 上記所在地における施設は、特別高圧電力を受電している。
- ☐ 上記事業所等は、当社が管理運営する本施設にテナントとして入居しており、電気料金を負担している。

証明年月日： 令和7年 月 日

所在地：

管理運営者名： 印

連絡先 TEL：

※ 確認のため、上記の電話番号に支援金事務局からお電話する場合がございます。

申請事業所等が複数ある場合は、事業所等ごとに確認書を作成の上、ご提出をお願いします。

特別高圧電力受電及びテナント入居確認書 (中小企業特別高圧電力価格高騰緊急対策事業支援金用)

下記の事業所等が特別高圧電力受電施設にテナントとして入居し、電気料金を負担していることを証明します。

記

【申請者記載】

「申請書」の「3. 申請情報」と同じ内容を記載してください。

【テナント事業所等情報】

申請事業所等名称	〇〇〇〇 〇〇店
所在地	東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇 〇〇ビル〇棟〇階

※入居している「建物名称」について、省略することなく正確にご記載ください。
(例：●●ビル、●●モールA棟、●●劇場管理棟など)

【施設管理運営者記載】

チェック項目の内容を確認の上、必要事項を記載してください。

【証明事業者記載欄】(※以下の項目をチェック☑の上、記名押印をしてください)

- ☒ 上記所在地における施設は、特別高圧電力を受電している。
- ☒ 上記事業所等は、当社が管理運営する本施設にテナントとして入居しており、電気料金を負担している。

証明年月日： 令和7年 〇月 〇日

所在地： 東京都△△区△△町△-△-△

管理運営者名： 株式会社△△△△

連絡先 TEL： △△-△△△△-△△△△

※ 確認のため、上記の電話番号に支援金事務局からお電話する場合がございます。

印

工業用LPガス販売確認書 （中小企業工業用LPガス価格高騰緊急対策事業支援金用）

下記の事業所等に工業用LPガスを販売したことを証明します。

記

【販売先の事業所等情報】

申請事業所等名称	
所 在 地	

【証明事業者記載欄】（※以下の項目をチェック☑の上、記名押印をしてください）

- ☐ 上記事業所等に対し、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受ける液化石油ガスを「工業用」として販売している。
- ☐ 都道府県知事に対し、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条の4に規定の「販売事業の届出」を行っている。

証明年月日： 令和7年 月 日

所 在 地：

販 売 者 名：

印

連絡先 TEL：

※ 確認のため、上記の電話番号に支援金事務局からお電話する場合がございます。

申請事業所等が複数ある場合は、事業所等ごとに確認書を作成の上、ご提出をお願いします。

工業用ＬＰガス販売確認書 (中小企業工業用ＬＰガス価格高騰緊急対策事業支援金用)

下記の事業所等に工業用ＬＰガスを販売したことを証明します。

記

【申請者記載】

「申請書」の「３．申請情報」と同じ内容を記載してください。

【販売先の事業所等情報】

申請事業所等名称	〇〇〇〇
所在地	東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇

【販売店記載】

チェック項目の内容を確認の上、必要事項を記載してください。

【証明事業者記載欄】（※以下の項目をチェック☑の上、記名押印をしてください）

- ☒ 上記事業所等に対し、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）の適用を受ける液化石油ガスを「工業用」として販売している。
- ☒ 都道府県知事に対し、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）第２０条の４に規定の「販売事業の届出」を行っている。

証明年月日： 令和７年 〇月 〇日

所在地： 東京都△△区△△町△-△-△

販売者名： 株式会社△△△△

連絡先 TEL： △△-△△△△-△△△△

※ 確認のため、上記の電話番号に支援金事務局からお電話する場合がございます。

印

【都内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等】

電気料金の負担が確認できる書類（例 1）

XXXX年X月X日発行

電気料金請求のお知らせ

●●電力株式会社

●●御中

日頃より、格別のお引き立てを頂き、誠にありがとうございます。
ご請求につきまして、次の通りでございます。

お客様番号	*****
ご請求番号	*****
供給拠点特定番号	*****

ご請求年月	XX年X月分
ご請求金額	*****円 (うち消費税額XXX円)

支払期日	XX年X月X日
口座振替予定日	XX年X月X日
次回ご請求予定日	XX年X月X日

ご契約住所	*****
-------	-------

●ご契約内容	契約種別	特別高圧電力（A料金）	使用期間 X月X日～X月X日
契約電力	主契約 ***kW		
供給電圧	主契約 ***kV		
●ご使用実績	使用電力量	合計 *****kW	

【特別高圧電力を受電する都内の施設にテナントとして入居する中小企業者等者等】

電気料金の負担が確認できる書類（例 2）

XXXX年X月X日発行

家賃等の請求のお知らせ

●●不動産株式会社
〒*****

●●御中

日頃より、格別のお引き立てを頂き、誠にありがとうございます。
下記のとおり、ご請求申し上げます。

件名	* 月分家賃として
支払い期限	XX年XX月XX日
振込先	***** *****

ご請求金額	*****円（税込）
-------	------------

概要	数量	単位	単価	金額
X月分賃料	1	式	*****円	*****円
X月分共益費	1	式	*****円	*****円
X月分清掃料	1	式	*****円	*****円
X月分上下水道料	1	式	*****円	*****円
X月分電気使用量	1	式	*****円	*****円

15 お問い合わせ

お問い合わせは以下窓口をお願いします。
専用ポータルサイトも併せてご利用ください。

特高電力・工業用 LP ガス支援金事務局

電話番号 **03-6747-9460**

受付時間 9:00 から 17:00 まで（土日・祝日を除きます）

専用ポータルサイト

<https://tokkolpg-shienkin4th.tokyo>



支援金の不正受給は犯罪です！

下記のような虚偽申請や不正な申請は、すべて**犯罪**（詐欺罪の場合、10年以下の拘禁刑）です。絶対に行わないでください。

- × 特別高圧電力や工業用 LP ガスの申請対象でないと知りながら、偽って支援金を申請する。
- × 営業実態がない店舗であると知りながら、偽って支援金を申請する。
- × 契約書など、申請に必要な書類を偽造して提出する。

虚偽や不正な申請による受給が判明した場合、支援金全額の返還に応じていただきます。また、支援金と同額の違約金の支払いを求めます。

16 よくあるご質問

Q1. 本社が都外にありますが申請可能ですか。

都外に本社がある場合でも、都内に本事業の対象となる事業所やテナントを有する中小企業者等であれば申請が可能です。

Q2. どのような事業者が申請対象になりますか。

中小企業要件を満たす個人事業者や株式会社等の他、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO 法人、農事組合法人など、会社以外の法人も対象となります。

Q3. 支援の対象期間を教えてください。

令和7年4月から令和7年9月までの間で、少なくともこの期間中に3か月以上特別高圧電力の電気料金または工業用LPガスのガス料金を負担している方が対象となります。対象者の申請により、定額の支援金を交付いたします。

Q4. 申請から支給までの期間はどのくらいですか。

非常に多くの申請が見込まれ、申請状況等によって入金までの期間が変わってきます。申請受付期間の終了直前に多くの申請が集中する傾向がありますので、余裕を持った、早めのご申請をお願いいたします。

Q5. 事業者における申請箇所数の上限はありますか。

上限はありません。

Q6. 過去に実施された回で支援金を受給している場合も申請可能ですか。

可能です。なお、過去回（第1回（対象期間：令和5年4月～9月分）、第2回（令和5年10月～令和6年3月分）、第3回（令和6年10月～令和7年3月分））の支援金交付済みの方につきましては、直近で交付を受けた回における申請から変更が無い事項について、申請フォームへの入力（申請書への記入）と提出書類の一部を省略いただくことが可能です。例えば、第1回、第2回及び第3回いずれも交付を受けた場合、「直近で交付を受けた回」は「第3回」になります。

その他、ポータルサイト上にもよくあるご質問を掲載しておりますので、ご参照ください。



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

特高電力・工業用 LP ガス支援金事務局

 **03-6747-9460**

【受付時間】 9:00 から 17:00 まで（土日・祝日を除きます）